

商店街共同施設災害対策支援助成

安心・安全な商店街づくりのため、大規模地震等の発生に備え、商店街が保有する老朽化したアーチ、アーケード及び街路灯の調査、改修・撤去に要する経費の一部を助成する制度です。

区 分	調 査	改修・撤去
補 助 期 間	令和 6 ～ 9 年度	令和 7 ～ 1 0 年度
補助対象団体	・ 商店街振興組合 ・ 商店街を地区とする事業協同組合 ・ 商工会 ・ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体	
補助対象施設	アーチ、アーケード及び街路灯 注：設置後 1 0 年以上経過した施設が対象	
補助対象経費	劣化調査費等	施設改修費、撤去費
補 助 率	8 0 %以内 ※1	5 0 %以内 ※1
補 助 限 度 額	4 0 万円／団体 (令和 6 ～ 9 年度の累計)	5 0 0 万円／団体 (令和 7 ～ 1 0 年度の累計)
下 限 要 件	—	補助対象経費 2 5 0 万円超／団体 (令和 7 ～ 1 0 年度の累計)
備 考	—	・ 建築士等の事前調査が必要 ・ 前年度までに計画認定申請が必要 ・ 撤去は商店街の解散を目的としないこと
申 請 期 限	令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)	
	計画認定申請 ：令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) ・ 令和 8 年度以降に改修・撤去を予定している場合は申請してください ・ 既に計画認定を受けている団体で、令和 8 年度以降の計画内容に変更がある場合は、計画変更申請をしてください。	

※ 1：補助率は、各商店街からの申請額の合計が本補助金の予算を超える場合、減少する可能性があります

各種申請書等は名古屋市ホームページに掲載していますので、ご活用ください

